

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

該当する理由・種別をチェック
特定小型原付の場合「第一種 特定原付」を☑

ミ・特原・50・90・125

売証明・廃車証明・申告済証
 の他 ()

令和 年 月 日

受付印

申告の理由	
新規	変更
<input checked="" type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 所有者
<input type="checkbox"/> 譲り受け	<input type="checkbox"/> 使用者
<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 住所・氏名
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 標識番号
	<input type="checkbox"/> 排気量変更
	<input type="checkbox"/> その他

種別	
原動機付自転車	小型特殊自動車
<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用
<input checked="" type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下及び最高速度20km/h以下)	<input type="checkbox"/> その他

標識番号	()
納税義務発生日	令和 年 月 日
旧標識番号	

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

住民票上の住所・氏名を記入。

高槻市長 宛

法人は押印必須。
 個人は4点自署であれば押印不要。
 ゴム印等の記名は、所有者の免許証等の写しを添付または押印。

納税(申告・報告)義務者	所有	住所又は所在地(フリガナ)	高槻市桃園町2-1
	氏名又は名称	タカツキ タロウ	委任印欄
		氏名又は名称	高槻 太郎
		生年月日	大・昭 3年 12月 15日
		電話番号	090-xxxx-yyyy

道路交通法により16歳未満は特定原付を運転できません

1. 自己所有 2. 所有権留保 3. リース車

1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ

住民票住所と違う所に置いている場合、ここに記入。

車名	型式及び年式	原動機の型式番号
○○○○○○	○○○○○型 令和○年式	
車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
AY99-999999	○○○○○	0.6 cC kW
長さ	幅	最高速度
1.9 m	0.6 m	20 km/h

特定原付は記入必須

(所有権留保・リース車の場合記入)

(法人は押印必須)

届出者の本人確認書類が必要です。

届出者	住所又は所在地(フリガナ)	高槻市桃園町4-5
	氏名又は名称	トウエン ジロウ
	氏名又は名称	桃園 次郎
	電話番号	072-674-7111

販売・譲渡証明書	上記 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車(特定原付を除く。)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日
	住所又は所在地
	氏名又は名称
	電話番号
	古物商許可番号
	公安委員会 62999R999999 号

※販売(譲渡)証明書や再登録用の廃車証明書等が必要です。※特定原付の要件の確認のため、車体に貼付された特定原付の性能等確認済シールの写真や、国土交通省HPで公表された型式認定番号と一致していることが判るカタログ写し等の提示もお願いすることがあります。

この申告について、納税義務者本人から委任を受けていることを誓約いたします。	本人確認資料	運転免許証 ・ 健康保険証 ・ その他
処理欄	所有者 ・ 届出者	()

標識の返納の有無	有 ・ 無
標識を返納できない場合の理由	盗難・紛失・破損・その他

(注意) 虚偽の申告又は報告をされますと、地方税法の規定により処罰される場合があります。

※申告書の記載要領及び申告に必要なものは裏面に記載
 ※届出者が所有者本人(法人以外)の場合は、押印不要